

# 「新たな危機管理体制」の構築と「大田区業務継続計画（BCP）」の策定について

趣 旨	<p>区は、令和6年度より、首都直下地震発生時の想定被害に対応できる「<b>危機管理体制の見直し</b>」及びそれに基づく実効性ある「<b>大田区業務継続計画(震災編)(以下「BCP」という。)</b>の見直し」検討を開始したことから（R6.4庁議承認）、本検討の概要と今後の防災会議での検討結果の報告要領について、<b>報告</b>するもの。</p>
見直しの必要性	<p>「<b>大田区地域防災計画（震災編）</b>」は、「首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月25日公表）」を作成の前提とし、「<b>都心南部直下地震</b>」において発生が想定される被害の対応を<b>計画の目標</b>とする。</p> <p>しかしながら、<b>個別の災害対策</b>については、「都心南部直下地震」で発生する被害規模に<b>対応できていない</b>。</p> <p>よって、「都心南部直下地震」に<b>対応できる体制を検討</b>するとともに<b>課題（区の限界）を明らかにする</b>ことが急務である。</p> <p style="text-align: right;">別紙第1「首都直下地震発生時の災害対策の現状と検討の方向性」</p> <p>現行BCPは、災对各部に、各時期・段階の認識の相違や業務内容表記に精粗があるものの、災对各部の非常時優先業務は特定され、一定の条件の下では、有効なものである。</p> <p>しかしながら、上記個別の災害対策について、<b>現場従事所要が著しく乖離</b>しているため、都心南部直下地震が発生した際は、これまで災对各部が特定した「<b>応急業務</b>」や「<b>通常優先業務</b>」を行い得る<b>人的資源を確保できていない</b>。</p> <p>よって、危機管理体制の見直しに基づく<b>現場従事所要を考慮</b>するとともに、<b>災害の特性・規模に応じて適用できる融通性を保持</b>したBCPの策定が急務である。</p>
検討要領	<p>●個別の災害対策について、<b>関係部局の要員（防災危機管理課主催）で年度を通じて検討（WG）</b>し、R6.12課長検討会で検討成果を議論し、<b>R7.1災対本部運営訓練で検証</b>する。</p> <p>●<b>これら検討の成果に基づき</b>、R7年度に「<b>大田区地域防災計画（震災編）</b>」修正、「<b>大田区災害対策本部条例施行規則</b>」「<b>大田区災害対策本部運営要綱</b>」等<b>規則改正の手続き業務</b>を行い、<b>庁議・防災会議で決定</b>する。</p> <p>●「救命・救助」・「災害時物流」は、関係機関との共同訓練・細部協議（TRC・まつの）を継続する。</p> <p>●「生活再建（相談窓口業務）」は、第二東京弁護士会との定期的な研修会を通じて、業務内容の具体化を図る。</p> <p>●<b>R6年度の「新たな危機管理体制」検討の成果に基づき</b>、<b>BCP案を作成し</b>、<b>災対本部運営訓練で検証</b>する。</p> <p>BCP案の作成に当たっては、現場従事所要の算出・振り分け、受援の可能性を考慮し、災对各部の業務を特定する。</p> <p>●<b>上記成果に基づき</b>、<b>R9年度に「BCP」策定調整</b>を行い、<b>庁議で決定</b>する。</p>
業務予定	<p>R6.4:庁議「検討開始報告」 R7.4:庁議「中間報告」 R8.2:庁議「新たな危機管理体制」決定 R9.2:庁議「BCP」決定</p> <p style="text-align: right;">別紙第2「新たな危機管理体制」・「BCP」検討業務予定</p>

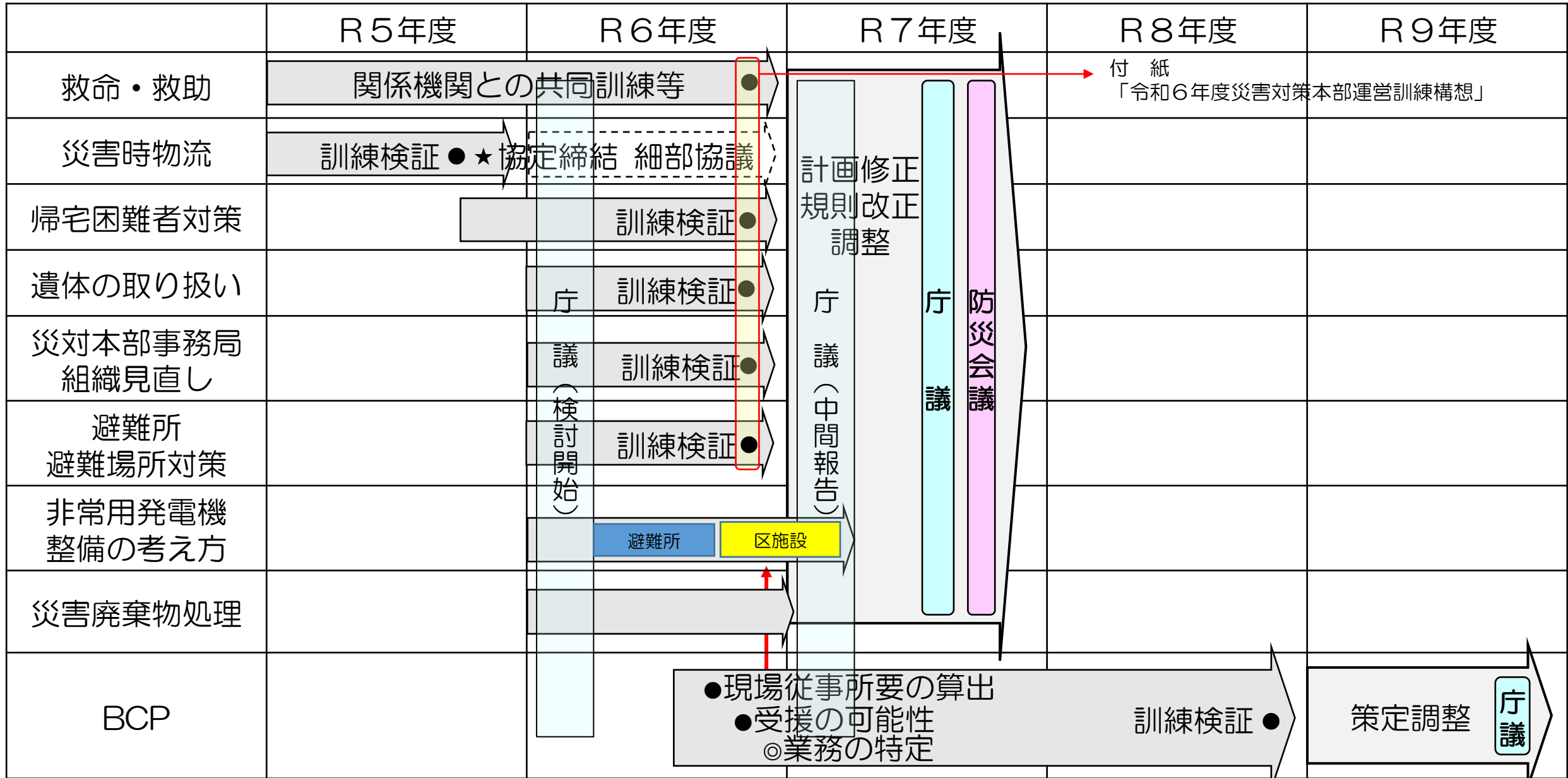
# 首都直下地震発生時の災害対策の現状と検討の方向性

災害対策	被害想定	現状（能力評価等）	検討の方向性
救命・救助	負傷者：7,815人 (うち <b>重傷者1,354人</b> )	<div style="border: 2px solid #4a7ebb; border-radius: 25px; padding: 20px; background-color: #d9e1f2;"> <p>会議時 口頭説明</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>関係機関の活動統制・共同救助能力向上</b></li> <li>● 都・国への迅速・具体的な応援要請</li> </ul>
災害時物流	<b>最大避難所避難者：約20.8万人</b> (2・3日目食糧：120万食、約200t)		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「TRC」・「まつの」を地域内輸送拠点とする協定締結(R6.3.6)をもって、<b>緊急支援物資の物流は改善</b>、その他の支援物資・備蓄物資の物流は継続検討</li> </ul>
帰宅困難者対策	帰宅困難者：約124,000人 (このうち、 <b>行き場のない帰宅困難者は、約1.8万人</b> )		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現15施設への誘導要領、職員の従事体制</li> <li>◎ (R7以降) 1.8万人の受け入れ施設、従事体制、協議会等</li> </ul>
遺体の取り扱い	死者：726人		<ul style="list-style-type: none"> <li>● ご遺体726人発生した際の、検視・検案、遺体収容施設配置、職員の従事体制</li> </ul>
避難所対策	最大避難所避難者：約20.8万人		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 全ての避難所を開設した際の、職員の従事体制、備蓄・物流体制、職員補充等</li> <li>● <b>事務局要員等の拠点配置職員選任除外要件撤廃・緩和、居住地10km圏内に拡張により、各部から補充</b></li> </ul>
避難場所対策	大規模な延焼火災から身を守るため、13箇所の避難場所を指定		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 空港制限区域・民間施設・複数施設を連結した避難場所の職員従事体制</li> </ul>
災対本部事務局	上記被害想定（に対応できる災対本部事務局組織検討）		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 迅速な「災害対応策立案」機能を重視して、事務局要員を限定し、所管部署を適時増強できる、機動性を保持した組織へ変革</li> </ul>
非常用発電機	電気（停電率）：24.6% (復旧：4日)		<ul style="list-style-type: none"> <li>● BCPと連動した、学校防災活動拠点、福祉避難所、その他特別出張所等区施設の非常用発電機の整備の考え方を確立</li> </ul>

# 首都直下地震発生時の災害対策の現状と検討の方向性（つづき）

災害対策	被害想定	現状（能力評価等）	検討の方向性
生活再建 (相談窓口 業務)	建物被害（全壊）：26,301棟 建物被害（半壊）：15,291棟	会議時 □頭説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第二東京弁護士会と連携し、相談窓口業務の具体化・職員従事体制の検討</li> <li>◎（R8以降）関係部局・専門的知見を有する民間団体を交え、災害ケースマネジメント検討に発展</li> </ul>
災害廃棄物 処 理	<p><b>災害廃棄物：310万t</b> (携帯トイレ等：360万袋/1日) (1日5回×72万人=360万袋)</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>災害時の生活系廃棄物処理体制全般</b></li> <li>● 災对本部による、避難所トイレ使用状況等一元管理</li> <li>● 仮置場候補地：競合地域の土地使用調整</li> <li>● 収集車両用燃料確保</li> <li>● 使用済み携帯トイレ等の分別収集 等</li> <li>◎（R7以降）「災害トイレの手引き」等作成</li> </ul>
土地使 用 調 整			<ul style="list-style-type: none"> <li>● 競合する公園等の使用調整、代替候補地の検討</li> </ul>
各部からの 要 請 に 基づく検討	都度実施		

# 「新たな危機管理体制」・「BCP」検討業務予定



# 「新たな危機管理体制」・「BCP」検討業務予定（つづき）

	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	
土地使用調整		→				
生活再建 (相談窓口業務)	研修会●	研修会	研修会●	災害ケースマネジメント検討に包含		
BCP		<ul style="list-style-type: none"> <li>●現場従事所要の算出</li> <li>●受援の可能性</li> <li>◎業務の特定</li> </ul>			訓練検証●	策定調整
					庁議	

# 令和6年度 災害対策本部運営訓練構想

6. 1 2

7. 1. 31

## 災害対策本部運営訓練

### 指揮所訓練

### 実動訓練

#### ①救命・救助

#### ①救命・救助

#### ●本部長の2正面对処指示

第二消防方面本部・第1普通科連隊  
(警視庁第二方面本部)

- ①訓練場：東京消防庁主導  
(協力：自衛隊・警視庁)
- ②地区備蓄倉庫：自衛隊主導  
(協力：東京消防庁)

- 現地本部 ①第二消防方面訓練場
- 現地本部 ②京浜島地区備蓄倉庫

#### ②帰宅困難者対策

- 16箇所の帰宅困難者一時滞在施設を使用する際の
- 誘導要領
  - 職員の従事体制

#### ③遺体の取り扱い

- ご遺体726人発生した際の
- 検視・検案、遺体収容施設配置
  - 職員の従事体制

#### ④避難場所対策

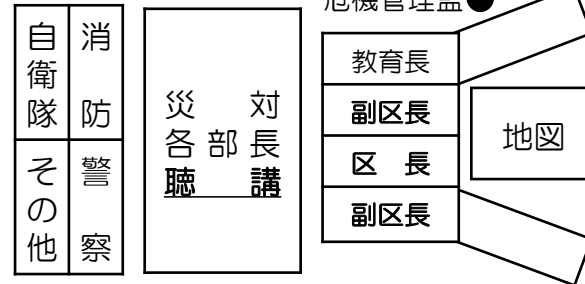
- 羽田・東糀谷地区での大規模火災発生時の羽田空港制限区域内への避難
- 本部長の誘導要請(警視庁)

### 災害対策本部(庁議室)

各部連絡員      事務局

防災計画担当課長(報告)

危機管理監 ● ○



事務局組織

机上検討

救命・救助

机上検討

帰宅困難者  
対策

机上検討

遺体の  
取り扱い

机上検討

避難場所  
対策

机上検討

課  
長  
検  
討  
会

⑤ 新たな災害対策本部事務局組織検証